

裏

経済産業大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（抜すし）

第五条 経済産業大臣は、法第三条及び第四条第一項の規定により受託者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務の処理及び信託財産の状況を検査させることができる。

3 第一項の規定により職員が検査をする場合には、別記様式による身分証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

第十条 回路配置利用権等の登録に関する省令（昭和六十年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「移転及び」を「移転」に改め、「制限」の下に「及び信託による回路配置利用権」についての変更を加え、同条第八項中「第五十五条」を「第五十五条第一項」に改め、「変更」の下に「又は更正」を加える。

附則

この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

○経済産業省

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の施行に伴い、及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二十三条第一項及び第二項、第七十六条第一項並びに第七十八条第一項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日 経済産業大臣 甘利 明 環境大臣 鴨下 一郎

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三号、第二十三条第三号、第七十一条第一号及び第七十六条第一項第二号中又は郵便局を削る。

附則

この省令は、郵政民営化法の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

○環境省

信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令等の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百七号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百二十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、測定量口座簿の運用等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

経済産業大臣 甘利 明 環境大臣 鴨下 一郎

測定量口座簿の運用等に関する省令の一部を改正する省令

測定量口座簿の運用等に関する省令（平成十九年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「同項第四号」を「同項第二号」に改める。

第九条第一項中「同項第三号」を「同項第二号」に改める。  
第十条の見出し中「更正」を「変更」に改める。  
第十一条中「令第十六条」を「令第十五条又は第十六条」に改める。  
様式第三から様式第八までを次のように改める。  
様式第三（第五条関係）

算定制当量の振替申請書

年月日

収入印紙  
(消印しては  
ならない)

環境大臣 殿  
経済産業大臣 殿

申請者 住所

名称及び代表者の氏名 印

地球温暖化対策の推進に関する法律第三十四条第二項の規定により、算定制当量の振替について、次のとおり申請します。

Table with 2 columns: 振替元口座 (振替番号, ふりがな, 口座名義人の名称) and 振替先口座 (振替番号, ふりがな, 口座名義人の名称, 備考)

1 京都議定書以外の締約国（以下「他の締約国」という。）に存在する口座への算定制当量の振替を申請する場合には、当該他の締約国名を記入することとする。

2 国の管理口座への移転の場合においては、取消し（国際的な決定に基づき、算定制当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることとする）をいう。在目的とする移転又は償却（国際的な決定に基づき、算定制当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることとする）をいう。在目的とする移転の別を備考欄に記入することができる。また、補填（京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度における新規植林又は再植林事業に関する国際的な決定（以下「新規植林又は再植林事業」に関する国際的な決定」という。）に基づき、新規植林又は再植林事業により認証された算定制当量と同じ数量の算定制当量を京都議定書第三条に基づく約束の履行に用いることができずない状態にすることをいう。）を目的とする移転をする場合には、その旨を備考欄に記入することとする。なお、無償で国の管理口座に算定制当量を移転する場合には、その旨も併記することとする。